

令和 8 年 7 月 31 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
代 表 03-5253-8111

「指定確認検査機関の処分等の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関
の処分等の基準」の改定案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 8 年 6 月 12 日（金）から令和 8 年 7 月 11 日（土）までの期間において、「指定確認検査機関の処分等の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」の改定案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見等の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○「指定確認検査機関の処分等の基準」及び「指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」の改定案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※7の個人・団体から合計13件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本基準と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
＜対象：別紙1、別紙2＞ 「6（2）業務の引継ぎ」において、帳簿と書類の各々について引用する法令を変更したのはなぜか。また、機関においては帳簿・書類の保存方法を機関省令に基づく方法に適合させるようにする必要があるということなのか。	指定確認検査機関の処分等の基準について、現在、帳簿・書類の保存においては、帳簿・書類に変えてファイル・電磁的記録媒体に記録することを可能としているところですが、保存対象に関し、 ・建築基準法では、第77条の29第1項で単に「帳簿」と、同条第2項で「書類」と定めている一方、 ・機関省令では、第28条第3項で「帳簿（…（略）…ファイル又は電磁的記録媒体を含む。）」と、第29条第3項で「書類（…（略）…ファイル又は電磁的記録媒体を含む。）」と定めている ことから、引継ぎ対象の帳簿・書類にファイル・電磁的記録媒体が含まれていることが相対的に分かりにくくなっていたところです。このため、今回の改正により、条文の引用先を建築基準法の条文から機関省令の条文とすることで、引継ぎ対象にファイル・電磁的記録媒体が含まれることを明確化したものとなります。機関における帳簿・書類の保存方法について従来と変わるものではありません。 なお、指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準についても、同様の改定を行うものとなります。
＜対象：別紙1＞ 別表において、消防長等への通知義務違反（建築基準法第93条第4項）と保健所長への通知義務違反（同条第5項）について、処分ランクC（業務停止命令3月）から処分ランクD（業務停止命令1月）に改定するのはなぜか。 また、処分基準を緩和することで、法令を遵守することの重要性が変わったのではないかという印象を与えかねないのではないか。	今回の改定にあたり、各処分事由と各処分ランク（A～E）との均衡を失しないことを考慮して再整理を行っています。 消防長等や保健所長への通知義務違反については、「完了検査結果の報告義務違反」の処分ランクと同様と整理するのが適切と思われることから、処分ランクD（業務停止命令1月）として改定するものです。 なお、今回の見直しにかかわらず、法令を遵守することの重要性が変わるものではありません。

<対象：別紙２> 別表において、判定の業務の無許可休廃止について処分ランク D（業務停止命令 1 月）から処分ランク C（業務停止命令 3 月）に改定するのはなぜか。	今回の改定にあたり、各処分事由と各処分ランク（A～E）との均衡を失しないことを考慮して再整理を行っています。 判定の業務の無許可休廃止については、「無認可による業務区域の増加又は減少」の処分ランクと同様と整理するのが適切と思われることから、処分ランク C（業務停止命令 3 月）として改定するものです。
<対象：別紙 1、別紙 2> 別表の注書きにおいて、「「5 機関の処分等の基準」（2）から（4）までに定めるところにより」は「「5 機関の処分等の基準」（1）から（4）までに定めるところにより」にすべきではないか。	処分等の内容については、「5 機関の処分等の基準」（2）～（4）により決定され、さらに処分等の対象（地域又は業務）については（1）ロにより決定されることから、ご意見を踏まえ、当該注書きを「「標準的な処分内容」欄の内容を標準とし、「5 機関の処分等の基準」に定めるところにより処分を決定する。」と修正いたします。
<対象：別紙 1、別紙 2> 指定確認検査機関の処分等の基準について、監督命令の取扱いの明確化のために、「監督命令は、法第 77 条の 30 第 1 項の規定に基づき確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときに行うことができる。」と別表の注書きに記載することであるが、当該内容は本文に記載すべき内容ではないか。 なお、指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準についても同様。	監督命令については、指定確認検査機関は建築基準法第 77 条の 30 第 1 項、指定構造計算適合性判定機関は同法第 77 条の 35 の 16 第 1 項に規定されているものであり、今回の改定は法令上明確に規定されている内容をあらためて確認する趣旨として処分基準にも記載するものであるため、本文には記載せず、別表に記載しています。